

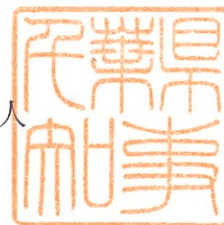
産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都江戸川区平井三丁目23番17号
氏 名 市川燃料チップ株式会社
代表取締役 彦坂 裕一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年3月25日

許可の有効年月日 令和11年3月24日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

(続 く)

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2) (使用届：平成13年3月6日)	木くず 400t/日 (50t/時×8時間)	1	千葉県市川市高谷 1301番1, 1301番4, 1303番3, 1306番3, 1307番2, 1309番1, 1310番1, 1311番1, 1311番2, 1312番1, 1312番2, 1313番1, 1314番2, 1321番1
木くず保管施設	253m ² 518m ³	1	
	240m ² 540m ³	1	
	175m ² 255m ³	1	
	197m ² 308m ³	1	
角材保管施設	144m ² 123m ³	1	
チップ保管施設	355m ² 854m ³	1	
チップ保管施設 (6ミリアンダー専用)	80m ² 99m ³	1	
残さ物保管施設	6.8m ² 8.2m ³ (コンテナ)	2	

(以下余白)



(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理に当たっては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水設備及び防じんネット等により粉じんの発生を抑制し、周辺への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の中間処理は午前8時から午後5時までの間の8時間で行うこととし、処理施設及び建屋の維持管理を徹底することにより騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年 5月 2日 新規許可

令和 4年 3月 25日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)

